

お申込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

■ 生命保険契約者保護機構について

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 募集代理店からのお知らせ

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

■ お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

0120-037-560

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00（土・日曜、祝日は除きます）
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

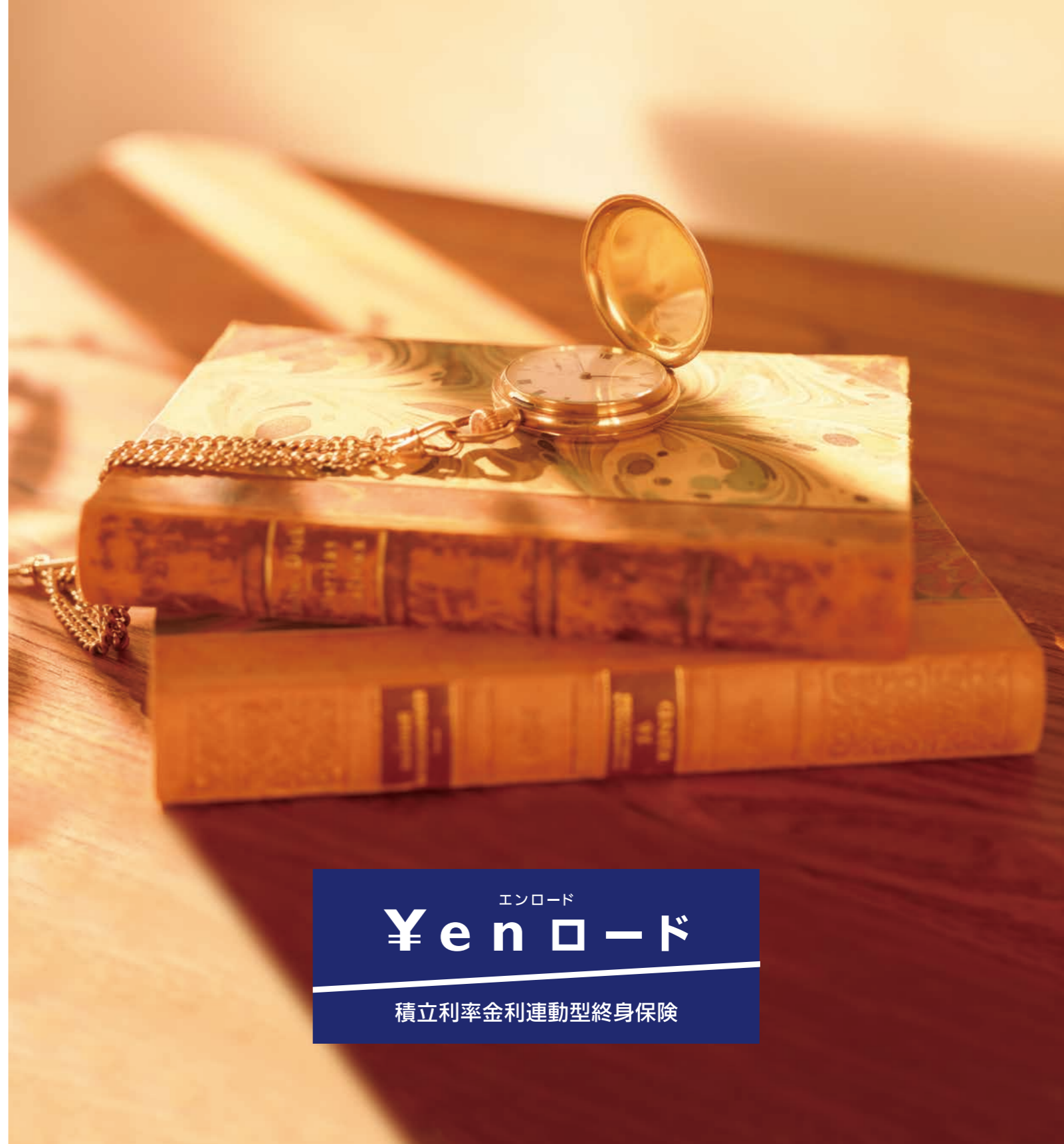
〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
www.nw-life.co.jp

NW-09-18033-00 (18.11) G14001-1901

UD Font 読みやすいユニバーサルデザイン文字



エンロード
¥enロード

積立利率金利連動型終身保険



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

ニッセイ・ウェルス生命

2019年1月版

たいせつな資産を

守りながら、ふやして、未来に引き継ぐ

しくみがあります

- **健康状態の告知なしで90歳***¹までご加入いただける終身保険です。
- **積立金は一定期間***²、ニッセイ・ウェルス生命所定の**積立利率(固定利率)**で運用します。

*1 ご契約時の被保険者の満年齢(契約年齢)となります。

*2 契約年齢(積立利率を更改している場合は更改年齢)が50歳～69歳の場合は、15年となります。ただし、契約年齢または更改年齢が70歳以上となる場合は、終身となります。

生命保険を活用して資産を引き継ぐと…

お金に名前をつけてのこせます

ご契約者さまの意思により、あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することができます。

▼
「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。

速やかに現金をお受取りいただけます

死亡保険金は、受取人のご請求後、**通常1週間ほど***で受取人指定の口座に支払われます。

▼
納税資金、葬儀費用、生活資金など、ご家族に必要な現金を確保することができます。

* 死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、所定のお支払期限がございます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



- 被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合がございます。
- 契約年齢が50歳～69歳の場合、保険期間の途中で積立利率の見直し(更改)があります。積立利率が更改される場合、更改時の積立利率が、ご契約時または直前の更改時の積立利率を下回ることがあります。

ご加入を検討されている被保険者のご年齢が

● **70歳以上の方** → **3ページ**

● **50歳～69歳の方** → **5ページ** をご覧ください。

契約年齢が
70歳
以上の方

特徴としくみ

ご契約時の積立利率で一生涯運用されます

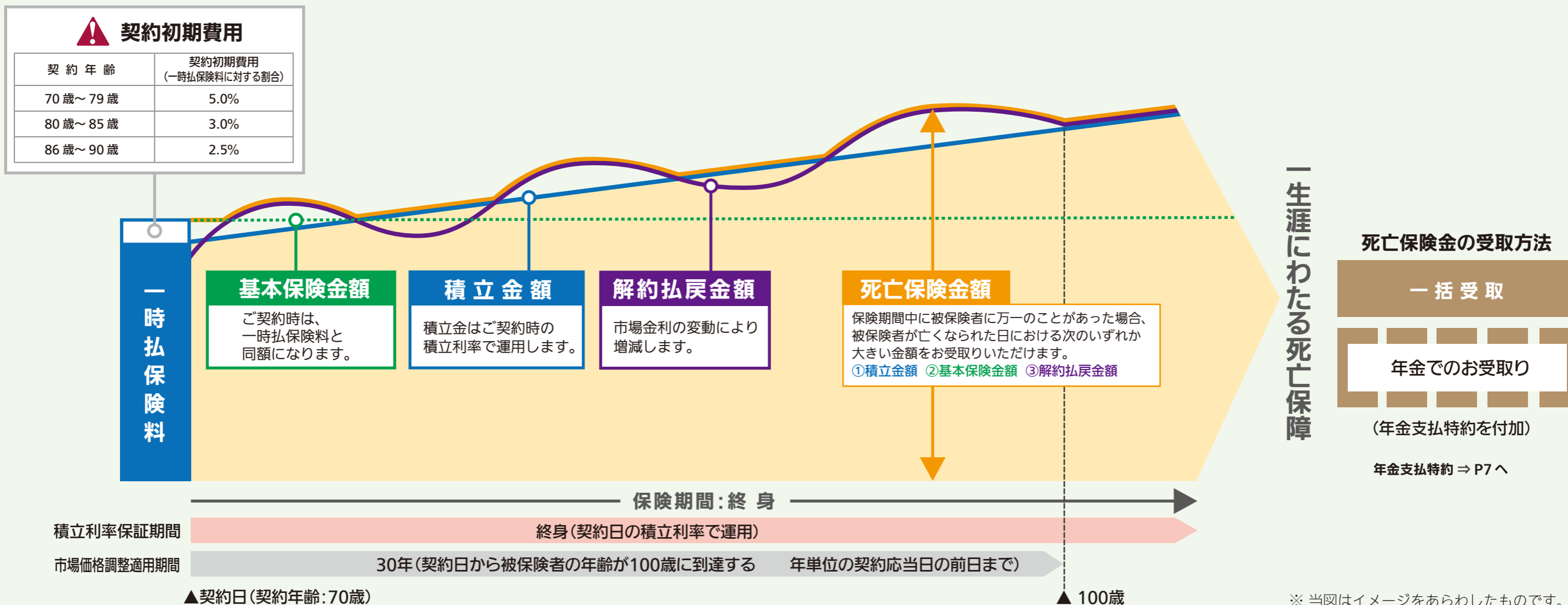
一生涯の
死亡保障

90歳まで
加入可能

健康状態の
告知は不要

固定利率で
運用

【イメージ図：契約年齢（被保険者の満年齢）が70歳の場合】



この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

■ 市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、ニッセイ・ウェルス生命所定の方法により計算された積立利率で運用される保険料一時払の終身保険です。

解約等の場合、解約払戻金に市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

積立利率、市場価格調整 ⇒ P10 へ

■ 上記市場リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

【ご契約時の費用（ご契約の締結等にかかる費用）】

契約初期費用として、契約年齢に応じ、一時払保険料の2.5%～5.0%を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【年金移行特約による年金受取期間中の費用】

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

※年金移行特約による年金への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

特徴としくみ

15年ごとに積立利率を見直し、一定期間、固定利率で

運用します

一生涯の
死亡保障

健康状態の
告知は不要

積立利率の
更改

契約日から15年ごと（積立利率計算基準日*ごと）に積立利率が更改され、積立利率保証期間中は、ご契約時（更改後は更改時）の積立利率で運用します。ただし、70歳以上で更改となる場合、更改時の積立利率で一生涯運用されます。

* 契約日から起算して15年ごとに到来する年単位の契約応当日となります。

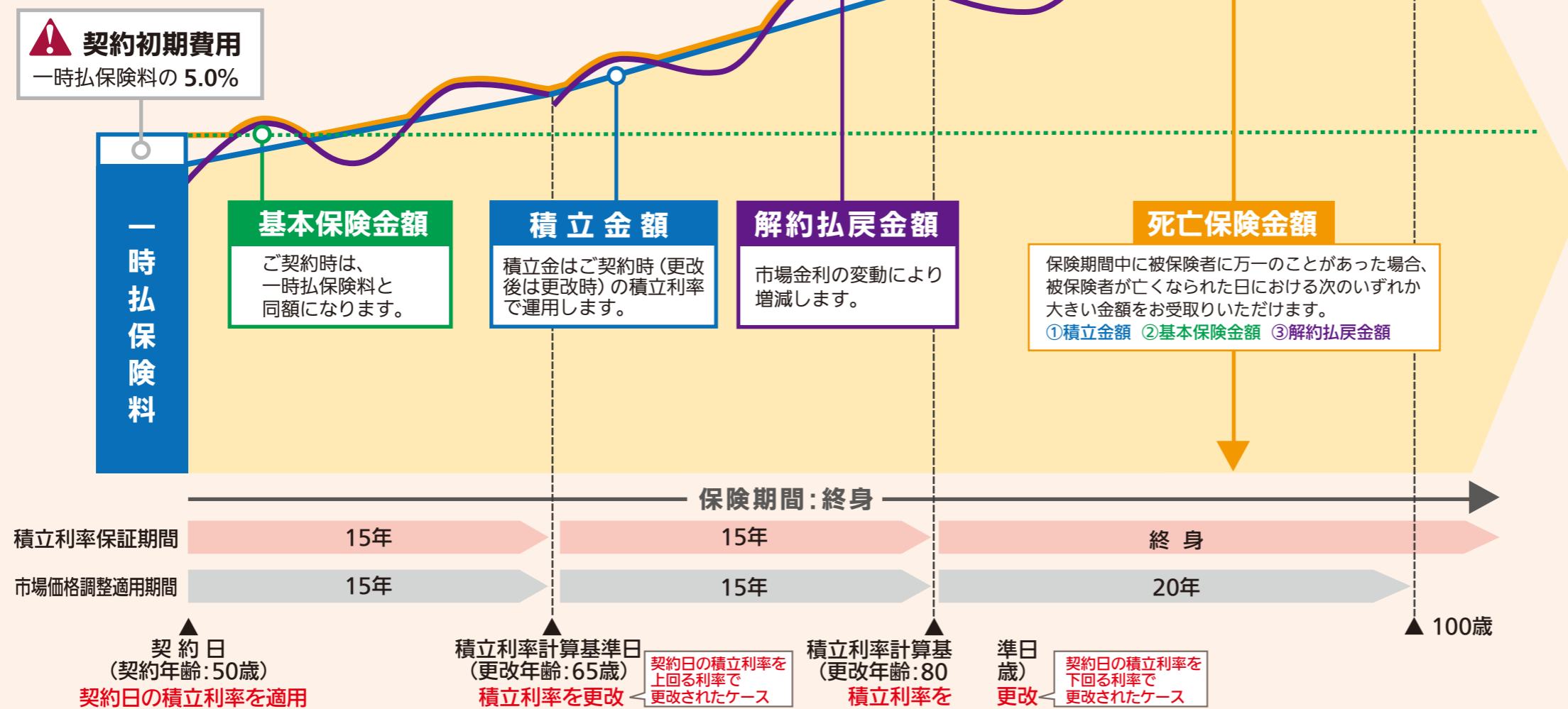


積立利率が更改される場合、更改時の積立利率が、ご契約時または直前の更改時の積立利率を下回ることがあります。※ 積立利率は、年0.05%を下回ることはありません。

<積立利率保証期間>

契約年齢（積立利率を更改している場合は更改年齢）	積立利率保証期間
69歳以下	15年
70歳以上	終身

【イメージ図：契約年齢（被保険者の満年齢）が50歳の場合】



一生涯にわたる死亡保障

死亡保険金の受取方法

一括受取

年金でのお受取り

(年金支払特約を付加)

年金支払特約 ⇒ P7へ

※ 当図はイメージをあらわしたものです。



この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

■ 市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、ニッセイ・ウェルス生命所定の方法により計算された積立利率で運用される保険料一時払の終身保険です。保険期間中、積立利率は、積立利率計算基準日の金利情勢に応じて設定され、ニッセイ・ウェルス生命所定の取扱範囲内で更改されます。このため、更改時の積立利率がご契約時の積立利率を下回ることがあります。また、解約等の場合、解約払戻金に市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

積立利率、市場価格調整 ⇒ P10へ

■ 上記市場リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

【ご契約時の費用（ご契約の締結等にかかる費用）】

契約初期費用として、契約年齢に応じ、一時払保険料の5.0%を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。なお、更改時の積立利率は、死亡保障に必要な費用を差し引きません。

【年金移行特約による年金受取期間中の費用】

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

※ 年金移行特約による年金への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

● 万一の場合のお取扱い ●

■ 死亡保険金のお支払い

被保険者が保険期間中に亡くなられた場合、死亡保険金をお受取りいただけます。

- 死亡保険金は、被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額となります。死亡保険金額は、**基本保険金額（一時払保険料相当額）が最低保証**されています。

①積立金額 ②基本保険金額 ③解約払戻金額

※ 死亡保険金は、完備された請求書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、所定のお支払期限がございます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 死亡保険金受取人は、**被保険者の三親等以内のご親族の範囲から、複数名ご指定**いただけます。

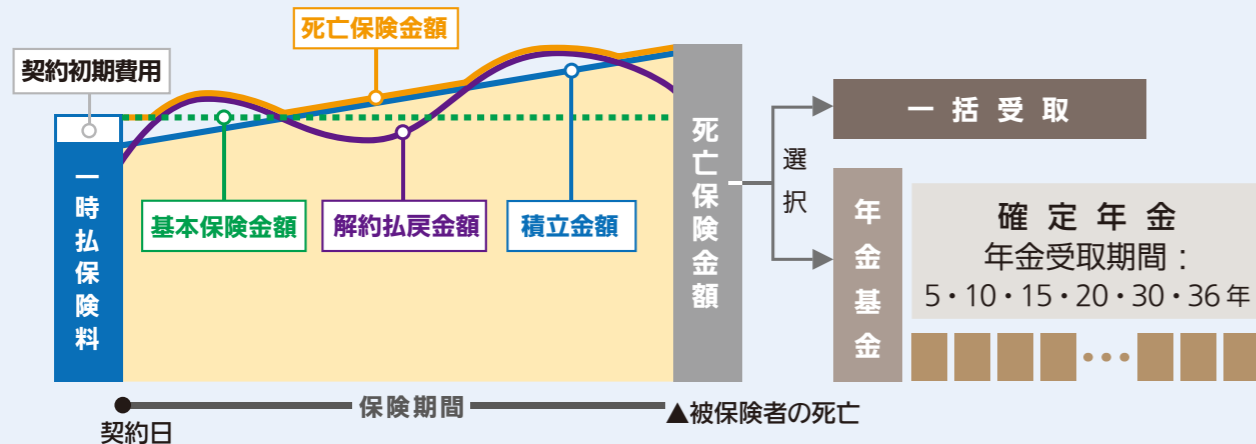
■ 年金支払特約 ご家族が受取る

死亡保険金のお受取りにかえて、ご家族に年金でのごすこともできます。

- 年金支払特約を付加することで、死亡保険金をもとに年金基金を設定し、**年金でお受取り**いただくこともできます。
- **死亡保険金受取人ごと**に一括受取、年金受取がお選びいただけます。また、**一括受取と年金受取を組み合わせる**こともできます。
- 年金種類は、確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・30・36年）となります。

※ 1回の年金額が10万円未満となる場合、年金のお受取りはできません。

【イメージ図】



※ 当図はイメージをあらわしたものです。

● 其他のお取扱い ●

■ 年金移行特約 ご自身が受取る

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金の全部を原資として、年金へ移行することができます。

- この特約による年金の受取開始日（移行日）および移行日の特約積立金額は下記のとおりとなります。

年金受取開始日（移行日）	移行日の特約積立金額
① 移行のお申出に必要な書類をニッセイ・ウェルス生命の本店が受付けた日	主契約の解約払戻金額（市場価格調整の適用あり）
② 上記①のほか、市場価格調整適用期間満了日の翌日の直前1ヵ月間にご契約者からお申出があった場合は、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日	市場価格調整適用期間満了日の翌日の積立金額（市場価格調整の適用なし）

- ご選択いただける年金種類は下記のとおりとなります。 市場価格調整について ⇒ P10へ

確定年金	年金受取期間：5・10・15・20・30・36年
保証期間付終身年金	保証期間：5・10・15・20・30・36年
年金総額保証付終身年金	保証金額：移行日の主契約の解約払戻金額*

* 移行日が上記②の場合は、市場価格調整適用期間満了日の翌日の積立金額となります。

※ 移行後の年金額が10万円未満となる場合、または移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、移行できません。



- 年金額は、基礎率（移行日時点の予定利率、予定死亡率等）等に基づいて移行日時点に計算され算出されますので、ご加入時には確定しておりません。
- 移行後は、年金管理費として、年金受取日に特約積立金から年金額の1%を上限として控除します。

（ご参考）解約および年金への移行の時期による市場価格調整適用の有無

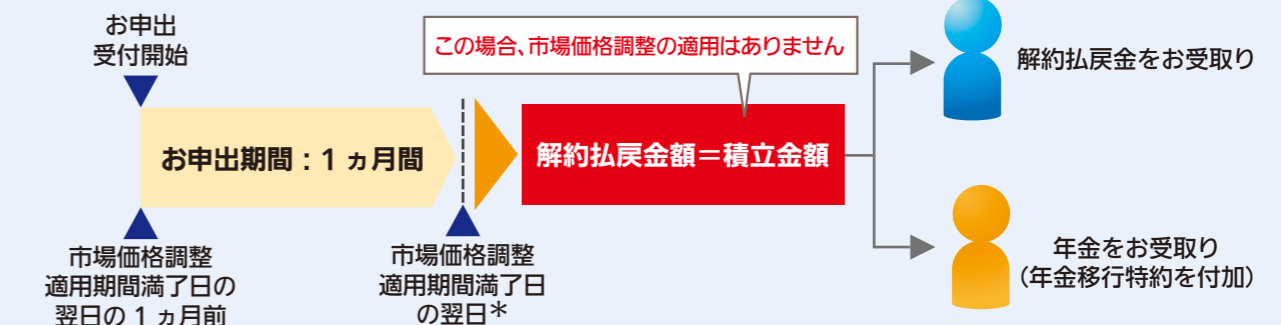
お取扱い	解約（減額）、年金移行特約による年金移行	
解約計算基準日または年金への移行日	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場価格調整適用期間満了日の翌日の場合* ● 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後の場合（解約（減額）のみ） 	左記以外の場合
市場価格調整	市場価格調整の適用なし	市場価格調整の適用あり

市場価格調整について ⇒ P10へ

* ご契約者のお申出により、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定して、解約（減額）、年金への移行をすることができます。

※ 契約年齢（積立利率を更改している場合は更改年齢）が70歳以上の場合、ご契約者のお申出により、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日（被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日）を指定して、年金への移行をすることはできません。

【お申出からお受取りまでのイメージ】



* 契約日から起算して15年ごとに到来する年単位の契約応当日となります。ただし、契約年齢（積立利率を更改している場合は更改年齢）が70歳以上の場合は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日となります。

● 税金のお取扱い／ご契約について ●

■ 税金のお取扱いについて

[生命保険料控除について]

お申込みいただいた保険料は、払込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

[解約払戻金に対する課税]

所得税（一時所得）＋ 住民税の対象となります。

[死亡保険金に対する課税]

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税



ご注意

- 税務のお取扱いは 2018 年 10 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得額× 2.1%」が課税されます。

■ ご契約について

契約年齢 (被保険者の満年齢)	50 歳 ～ 90 歳										
基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円 ～ 10 億円 (1 万円単位) ※同一被保険者において、この保険の基本保険金額とニッセイ・ウェルス生命の定める他の保険契約の死亡保険金額等を通算して 10 億円を超えることはできません。										
保険期間	終身										
保険料払込方法	一時払のみ										
付加できる特約	年金移行特約、年金支払特約										
契約初期費用	ご契約時には、ご契約の締結等にかかる費用として、一時払保険料に、契約年齢に応じた下記の率を乗じた金額を一時払保険料から控除します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>契約初期費用（一時払保険料に対する割合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 歳 ～ 69 歳</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>70 歳 ～ 79 歳</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>80 歳 ～ 85 歳</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>86 歳 ～ 90 歳</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	契約年齢	契約初期費用（一時払保険料に対する割合）	50 歳 ～ 69 歳	5.0%	70 歳 ～ 79 歳	5.0%	80 歳 ～ 85 歳	3.0%	86 歳 ～ 90 歳	2.5%
契約年齢	契約初期費用（一時払保険料に対する割合）										
50 歳 ～ 69 歳	5.0%										
70 歳 ～ 79 歳	5.0%										
80 歳 ～ 85 歳	3.0%										
86 歳 ～ 90 歳	2.5%										
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）の対象となります。										
その他ご契約について	<ul style="list-style-type: none"> この保険に配当金はありません。 この保険には契約者貸付ならびに基本保険金額の増額の取扱いはありません。 										

● 積立利率の設定／市場価格調整について ●

■ 積立利率の設定について

- 積立利率は、毎月 2 回設定され、それぞれ契約日または積立利率計算基準日が「1 日～ 15 日」「16 日～ 末日」となるご契約に適用されます。適用された積立利率は、該当する積立利率保証期間中は一定です。
- 積立利率は、契約年齢または更改年齢に基づき定まるニッセイ・ウェルス生命所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値（基準金利）に -0.5% から 1.0% を増減させた範囲内でニッセイ・ウェルス生命の定めた率から、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定され、積立利率計算基準日ごとに更改されます。なお、更改時の積立利率は、死亡保障費率を差し引きません。
- 積立利率は、年 0.05% を下回ることはありません。

ご確認ください

- ご契約時の積立利率については、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。
※契約日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受取った日を指します。
- 積立利率は積立金に対する利回りであり、一時払保険料に対する利回りではありません。

【積立利率保証期間と積立利率計算基準日について】

- 積立利率保証期間とは、契約年齢（積立利率を更改している場合は更改年齢）に応じた下記の期間となります。
- 積立利率計算基準日とは、契約日から起算して 15 年ごとに到来する年単位の契約応当日をいい、この日の積立利率が積立利率保証期間中適用されます。ただし、積立利率保証期間が終身となった後、積立利率計算基準日は到来しません。

契約年齢または更改年齢	積立利率保証期間
69 歳以下	15 年
70 歳以上	終身

■ 市場価格調整について

市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点（積立利率更改時点）よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点（積立利率更改時点）よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

【解約（減額）について】

- ご契約を解約・減額*された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。解約払戻金額は、解約計算基準日の積立金に対して、市場金利情勢に応じた市場価格調整が適用されるため、金額は増減します。
* 減額後の基本保険金額が 200 万円未満となる場合はお取扱いできません。
- 次の場合、市場価格調整は適用されません。
① 解約計算基準日が、市場価格調整適用期間満了日の翌日の場合
② 解約計算基準日が、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日以後の場合
- ご契約者は、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定して、ご契約を解約することができます。この場合、市場価格調整は適用されません。なお、このお取扱いは、市場価格調整適用期間満了日の翌日の直前 1 ヶ月間にニッセイ・ウェルス生命へのお申出が必要となります。
- 解約払戻金額は次のとおり計算します。

解約払戻金額の計算方法 ① 解約計算基準日が市場価格調整適用期間満了日の翌日以外の日の場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の市場価格調整率}^*)$$

* 市場価格調整率とは、市場価格調整を適用するために、対象となる金額を加減するための率であり、上限（40%）と下限（-40%）を設定しています。

解約払戻金額の計算方法 ② 解約計算基準日が市場価格調整適用期間満了日の翌日の場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額}$$

* 被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日以後の解約等については、市場価格調整は適用されません。

〈市場価格調整適用期間とは〉

市場価格調整が適用される期間のことをいい、契約年齢（積立利率を更改している場合は更改年齢）に応じた下記の期間となります。

契約年齢または更改年齢	市場価格調整適用期間
69 歳以下	契約日（積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日）から 15 年間（180 ヶ月）
70 歳以上	契約日（積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日）から被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間（月数）



ご注意

一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。